

関係者各位

**緊急事態宣言発令に伴う安全センターの対応について**  
**(5月11日修正)**

当センターの事業推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当センターでは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令対象区域に愛知県が加えられたことを受け、下記のとおり業務を行うことといたします。

つきましては、お電話によるご連絡や、郵送物の取扱い、各種手続き、ご相談、お問合せ等にご不便をおかけすることがあるかと存じます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

**1 実施内容**

- (1) 在宅勤務の実施により必要最小限度の人員体制による勤務
- (2) 営業時間の短縮＝午前10時～午後4時

**2 対象事務所**

東京本部事務所、大阪支所及び名古屋事務所

**3 実施期間**

5月12日(水)より緊急事態宣言が解除されるまで実施します。

なお、状況により早期再開もしくは延長の対応を取ることがあります。

ご参考 : お問い合わせ先一覧のURL <http://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

以上

令和3年5月11日

一般財団法人日本消防設備安全センター